

新型コロナウイルスの集団感染防止のため3つの「密」を避けましょう！

**3つの密を避け
ましょう！**

①換気の悪い密閉空間

② 多数が集まる 密集場所

③間近で会話や 発声をする 密接場面



上記

「3密」に加え、職場内での「3つの感染防止行動」を徹底しましょう！

①換気の徹底等

毎時30m³、1時間に2回程度の換気



- ・必要換気量（**1人あたり毎時30m³**）を満たすように換気しましょう。
- ・職場の建物の窓が開閉可能な場合は、**1時間に2回**程度、窓を全開して換気を行いましょう。

②接触感染の防止

こめまな消毒、手洗いの実施

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

- ・物品・機器等については複数人での共用をできる限り回避してください。
- ・**手で触れる共有部分の消毒**には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効です。なお、家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用してください。
- ・**せっけんによるこまめな手洗い**を徹底してください。

③飛沫感染の防止

咳エチケット、対人距離の確保

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆え

袖で口・鼻を覆う

- ・咳エチケットを徹底しましょう。
- ・風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・事務所や作業場においては、**人と人との間に1メートル**以上の距離を保持しましょう（会話や発声時には、2メートル以上）。
- ・テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避しましょう。
- ・業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用しましょう。

感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について

チェックリストを活用して、職場環境の確認・改善しましょう

衛生管理者、衛生推進者等により「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」(別添)を活用して、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大の防止する基本的な対策等が適切に行われているか確認・改善を行いましょう。



感染の可能性を考慮して労務管理を行いましょう

新型コロナウイルスに感染しても発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付かないので、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理に努めてください。



初期は

風邪と見分けが困難

感染の可能性を踏まえた労務管理の例

- 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む）を実施し、その間の外出自粛を勧奨しましょう。
- 休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えましょう。
- 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起しましょう。

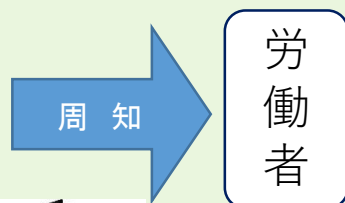


テレワークの推進

新型コロナウイルス感染症についての相談の目安・方法を周知しましょう

相談の目安

- ・風邪の症状や**37.5℃以上の発熱が4日以上**続いている場合(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)
- ・**高齢労働者や基礎疾患のある労働者、妊娠中の労働者は発熱が2日以上**続いている場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合



労働者

該当あり

基礎疾患のある労働者とは

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方をいいます。



強い倦怠感
呼吸困難



発熱が4日継続
(有基礎疾患者は2日)

お問い合わせ先

帰国者・接触者相談センター
八戸市保健所 保健予防課

0178-43-2291
0178-43-2111

平日8時15分から17時
休日及び夜間

そのほか新型コロナウイルス感染症の陽性者等や濃厚接触者が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知しましょう！

- 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関すること。
(報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等)
- 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること。など
(消毒業者の選定、契約など)